

# e-Sports サークル規約

## 第1章 総則

- 第1条 当会の名称は e-Sports サークルとする。
- 第2条 本会は鳥取市湖山町南4丁目101鳥取大学内に置く。
- 第3条 当会の目的は、各会員の e-Sports の技術の向上と共に、e-Sports を通じて多くの人との交流を図り、合わせて e-Sports の普及の助けとなることである。
- 第4条 本会の会員は原則鳥取大学生とする。但し、会員の了承を得た上で左記以外の者が本会の活動へ参加することは認められる。

## 第2章 活動

- 第5条 本会は第3条の目的を達成するため、以下の活動を行う。
1. League of Legend を中心とした e-Sports の競技種目をプレイする。
- 第6条 活動を行う上で、以下の点に注意する。
1. スポーツマンシップに則ってプレイする。
  2. 発言及びゲーム内チャットにおける対戦相手および味方の誹謗中傷をしない。
  3. 意図的な対戦途中の退出や離席行為(AFK)を控える。
  4. 消極的なプレイを避ける。
  5. チームプレイヤーと協力する。

## 第3章 部員

- 第7条 部員は、第2条の目的に賛同した学生で構成する
- 第8条 部員は、その意思により代表に申し出ることで退部することができる。
- 第9条 部員は本規則に従わなければならない。
- 第10条 部員はその活動の秩序をみだしてはならない。
- 第11条 本サークルの活動に支障をきたすような学生、正当な理由無く長期にわたり活動に参加しないものには、部長もしくは他の部員の要求により部長が決議し、本人を除いた部の同意をもって、退部勧告を行い、除名することができる。

## 第4章 役員

- 第7条 第5条の活動を行うため、次の役員を置き。任期为1年とする。
1. 代表(1名) 本サークルを代表し、全体を統括する。
- 第8条 役員は会員の中から選出される。
- 第9条 各役員に、立候補した、または他会員によって推薦された会員のうち、全会員の3分の2以上の者の支持を得たものを役員とする。
- 第10条 全会員の3分の2以上の者の賛成により役員を罷免することができる。

## 附則

- この会則は会員のうち3分の2以上の者の支持によって改正されることが出来る。
- この会則は平成29年5月1日より施行する。